

姫路市地域福祉計画

第 1 回策定会議資料

令和 8 年（2026 年） 7 月 8 日

1 姫路市地域福祉計画策定方針

- (1) 計画策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 現計画の取組状況

- (1) 重層的支援体制整備事業の実績・・・・・・・・・・ 11
- (2) 姫路市成年後見支援センターの実績・・・・・・・・ 12
- (3) ひきこもり状態にある人への支援実績・・・・・・・・ 14

3 姫路市の現状（資料2）・・・・・・・・・・ 17

4 姫路市地域福祉の実態について・・・・・・・・ 18

5 計画の構成について

- (1) 基本理念・基本方針・施策・・・・・・・・・・ 41

1 姫路市地域福祉計画策定方針

(1) 計画策定スケジュール

令和8年7月8日	第1回策定会議 ・ 姫路市の現状について報告 ・ 姫路市の地域福祉の課題について検討 ・ 計画の基本的な考え方について検討
令和8年8月31日	第2回策定会議 ・ 第1回策定会議の意見等についての報告 ・ 施策の展開についての検討
令和8年11月頃	第3回策定会議 ・ 姫路市地域福祉計画中間取りまとめ（案）について検討
令和8年12月から 令和9年1月	パブリック・コメント実施
令和9年2月頃	第4回策定会議 ・ パブリック・コメント手続きについて報告 ・ 計画の最終とりまとめ（案）について検討
令和9年3月頃	社会福祉審議会 ・ 計画（案）について報告

(2) 計画の位置づけ

・本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び重層的支援体制整備事業実施計画と一体的に策定するものです。

・社会福祉法では、次の項目を一体的に地域福祉計画に定めることが求められています。

- ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- オ 包括的な支援体制の整備に関する事項（第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

1 姫路市地域福祉計画策定方針

(3) 計画の期間

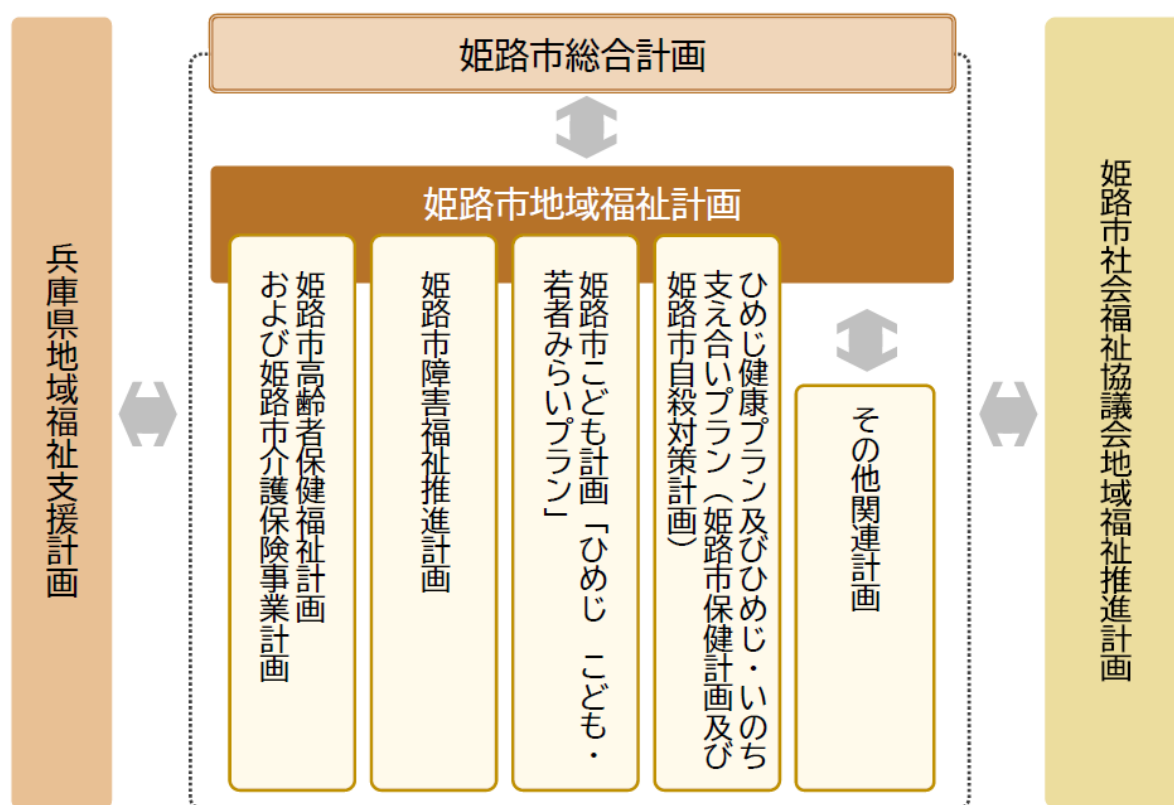
・令和3（2021）年に策定した「姫路市地域福祉計画」が令和8（2026）年度に終了を迎えることから、社会経済情勢の急激な変化や本市における地域福祉を取り巻く現状、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040年問題」などへの対応を踏まえ次期計画を策定します。計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和14年度（2031年度）までの6か年とします。

計画期間

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)
姫路市地域福祉計画	令和3～8年度			令和9～14年度					

(4) 他計画との関係

・本計画は、姫路市総合計画を上位計画とし、姫路市高齢者保健福祉計画および姫路市介護保険事業計画、姫路市障害福祉推進計画、姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」、ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）等の分野別計画を横断して、本市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。



(5) 計画策定の背景

地域福祉を取り巻く環境の変化

◎社会構造の変化と地域力の低下

人口減少・少子高齢化に伴う世帯規模の縮小に加え、ライフスタイルの多様化により、従来の家庭や地域が持っていた相互扶助機能（地域のつながり）が希薄化しています。

◎「制度の狭間」にある複雑・複合的な課題の顕在化

「8050問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」など、既存の縦割り福祉制度では対応が困難な、複数の課題が絡み合う深刻なケースが増加しています。

◎「重層的支援体制整備事業」による包括的アプローチ

社会的孤立を防ぐため、従来の「支える側・支えられる側」という枠組みを超え、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する新たな支援体制の構築が求められています。

◎世代や分野を超えてつながり合う地域共生社会の実現

地域住民や多様な主体が参画し、人と資源が属性を問わずつながることで、誰もが地域で支え合いながら自分らしく暮らせる包括的な支援体制を目指しています。

(5) 計画策定の背景

国の動向

・令和5（2023）年のこども家庭庁創設や「こども基本法」の施行をはじめ、令和6（2024）年には「孤独・孤立対策推進法」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などの相次ぐ施行により、国を挙げて多様な困難に寄り添うための制度基盤が急速に強化されています。

兵庫県の動向

- ・令和6（2024）年3月に「第5期兵庫県地域福祉支援計画」を策定しました。
- ・計画では、SDGsの理念にも通じる「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご～“誰も取り残されない”地域づくり～」をテーマに掲げています。「重層的支援体制整備事業」を計画のリーディングプロジェクトと位置づけ、多様な地域生活課題に対応できる包括的な支援体制の県内全市町での構築を強力に支援するとともに、地域住民やNPO、企業等の多様な主体が参画する、豊かで多様なつながりのある地域づくりの推進に取り組んでいます。

(5) 計画策定の背景

姫路市の動向

・令和3（2021）年3月に姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」を策定し、「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」を都市像として掲げました。人口減少社会においても若者が夢と希望を持てるまちづくりを実現するため、「ひめじ創生」を強力に推進し、市民や地域コミュニティ、企業・団体など多様な主体が協働する持続可能なまちづくりの方向性を示しています。

・令和3年（2021年）に6年間の「姫路市地域福祉計画」を策定しました。「私たち一人ひとりが互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくり」を目指し、取り組んできました。また、国において「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受けて、令和4年3月に「姫路市重層的支援体制整備事業実施プログラム」を策定し、包括的相談支援事業や地域づくり事業、多機関協働事業等に取り組むための体制構築を行ってきました。

・こうした本市の総合計画や関連計画の方向性を踏まえ、新たな地域福祉計画においては、国や県の動向と連動して、複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる包括的な支援体制を構築していく必要があります。これまでの取組をさらに発展させ、市民、地域コミュニティ、関係機関、行政などが一体となって、地域福祉を推進していくことが求められています。

2 現計画の取組状況（抜粋）

(1) 重層的支援体制整備事業の実績

姫路市の重層的支援体制整備事業について

- ・地域において課題を抱える住民やその世帯が、地域で安心して暮らすことができるように、支援関係者の連携により、個別支援や環境づくりを一体的に進めることを目的とした重層的支援体制整備事業を実施しています。
〔以下福祉つながる窓口における事業内容〕

単位：人（延人数）

	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度実績
包括的相談窓口利用者	499	755	798	1,108	2,179
(1)多機関協働事業		41	46	29	44
(2)参加支援事業		1	7	27	54
(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		64	76	92	175
(4)支援会議		6	9	5	11
(4)重層的支援会議		0	0	0	4

- (1) 多機関協働事業
複雑化又は複合化した課題を抱えた相談について、関係する機関と連携し、情報収集及び支援プランの検討を行っている。
- (2) 参加支援事業
既存の事業を中心として資源の開拓及び情報収集を行い、相談者が求める支援との調整を行っている。
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
必要な支援が届いていない方や、自ら支援を求めることが困難な方に対して情報収集のために、訪問や電話相談を行っている。
- (4) 重層的支援会議・支援会議
支援関係者が情報や支援方針を共有するための支援会議を実施している。

(2) 姫路市成年後見支援センターの実績

姫路市成年後見支援センター事業について

・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方等に対し、成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援等を行うために、本市では、平成26年10月に姫路市成年後見支援センターを設置しています。センター職員による一般相談や弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による専門相談、権利擁護フォーラムや親族後見人に対する講座等による制度の普及・啓発のほか、住み慣れた地域において市民が後見業務の担い手となる「市民後見人」の養成と活動の支援等を行っています。

(1) 成年後見制度に関する相談業務

〔相談件数〕

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	うち 専門相談
令和3年度	2,041	117	79	67	2,304	78
令和4年度	1,603	81	71	57	1,812	94
令和5年度	1,251	126	101	55	1,533	86
令和6年度	1,552	188	130	76	1,946	96
令和7年度	2,106	138	223	151	2,618	92

(2) 姫路市成年後見支援センターの実績

姫路市成年後見支援センター事業について

(2) 市民後見人の養成・活動支援

市民が後見業務の担い手となる市民後見人等養成研修を開催し、研修修了者を市民後見人として登録しています。また、市民後見人を対象とした研修会の開催、後見業務に関する相談対応をはじめとする後見活動支援を行っています。

〔市民後見人登録者数〕

年度	登録者	うち新規
令和 3 年度	32 人	6 人
令和 4 年度	30 人	10 人
令和 5 年度	25 人	7 人
令和 6 年度	20 人	2 人
令和 7 年度	23 人	6 人

※ 年齢等により市民後見人登録要件に該当しなくなった者がいるため、当該年度の市民後見人登録者は、前年度市民後見人登録者と当該年度の新規登録者の合計とは必ずしも一致しない。

(3) ひきこもり状態にある人への支援実績について

ひきこもり状態にある人への支援について

ひきこもり状態にある人やその家族の社会的孤立の解消につなげるための支援を充実するとともに、複合的な課題の解決のため、支援関係機関の協働による各機関の専門性を活かした支援体制づくりを行っています。

- ・福祉つながる窓口における相談支援
- ・ひきこもり状態にある人の居場所づくり
- ・支援関係者のネットワーク会議
- ・市民、支援関係者向けフォーラムの開催

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉つながる窓口におけるひきこもり・不登校に関する相談件数	186	374	254	381	637
居場所「ぷちたぷち」※利用件数	462	955	638	683	945

※居場所「ぷちたぷち」・・・令和3年4月から、ひきこもり状態にある方の居場所「まちのぷちたぷち」「ぷちたぷち飾磨」を開所し、ひきこもり状態の方がゆっくりと安心した時間を過ごすための場所を提供している。開所時間には居場所支援員が常駐している。

(3) ひきこもり状態にある人への支援実績について

姫路市人々のつながりに関する市民アンケート（R5.12月実施）

ひきこもり支援施策等の適正な実施のため、外出の状況や他者との交流の状況、家事や仕事などの社会参加の状況のほか、幸福感や孤独感、相談支援に求めることなど多角的な観点から意見を収集するため。

15歳から64歳までの市民の中から無作為に抽出した9,955人
（有効回答数3,137件、回答率31.5%）

◎ 調査結果から見た特徴

(1) 外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の推計数

外出頻度が低く、かつ就労や地域活動などの家族以外との交流がない状態が一定期間続いている人の割合が1.88%から2.95%（95%信頼区間による推計数）と推定され、内閣府の調査によりひきこもり状態にあるとされた方の割合と近似であった。

（参考）

内閣府の調査（2022年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」）では、ひきこもり状態にある人は15歳から39歳で2.05%、40歳から64歳で2.02%と推計されている。

(3) ひきこもり状態にある人への支援実績について

◎ 相談先に望むこと（問20(複数回答)関連）

相談先に望むこととして「匿名で相談できる」が43.2%と最も多く、次いで「曜日や時間帯を気にせず相談できる」が36.2%、「SNS やメールで相談できる」が29.9%となっており、個人が特定されない方法や、インターネット等を活用した相談体制を望む意見が多かった。



意見を受けて、姫路市では令和7年12月に対話型チャットAIを活用した相談用のチャットシステムを導入しました。

対話型チャットAIによる福祉お悩み相談実績
令和7年度（令和7年12月～令和8年3月）
合計相談件数 527件
合計相談時間 1,808時間



対話型チャットAIによるお悩み相談のサイトはこちらから

3 姫路市の現状

(資料2 統計データからみえる現状参照)

4 姫路市地域福祉の実態について

姫路市地域福祉に関する実態調査（R8.2月実施）

地域住民のニーズ、生活課題を把握し、今後の地域づくりに生かすことを目的とするため、姫路市地域福祉に関する実態調査を行った。

18歳以上の市民の中から無作為に抽出した3,000人
（有効回答数1,306件、回答率43.5%）

4 姫路市地域福祉の実態について

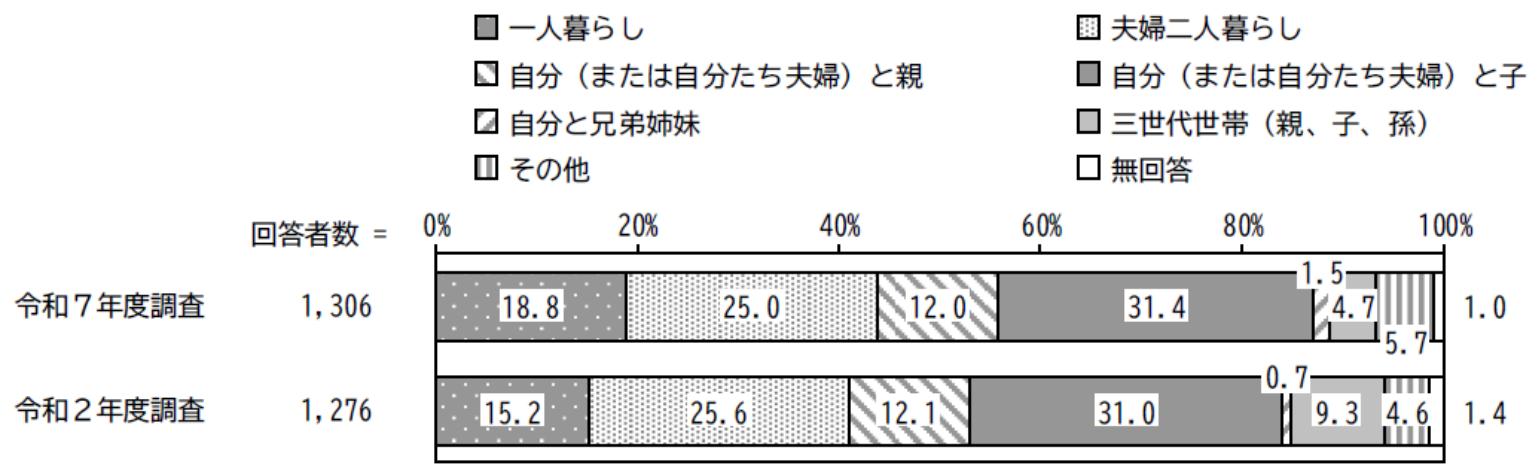
(2) ご家族と住まいのことについて（実態調査5頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問 5 あなたの世帯の構成について、当てはまるものを1つ選んでください

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	一人暮らし	15.2%	18.8%	3.6%
減	3世代世帯（親、子、孫）	9.3%	4.7%	▲4.6%



4 姫路市地域福祉の実態について

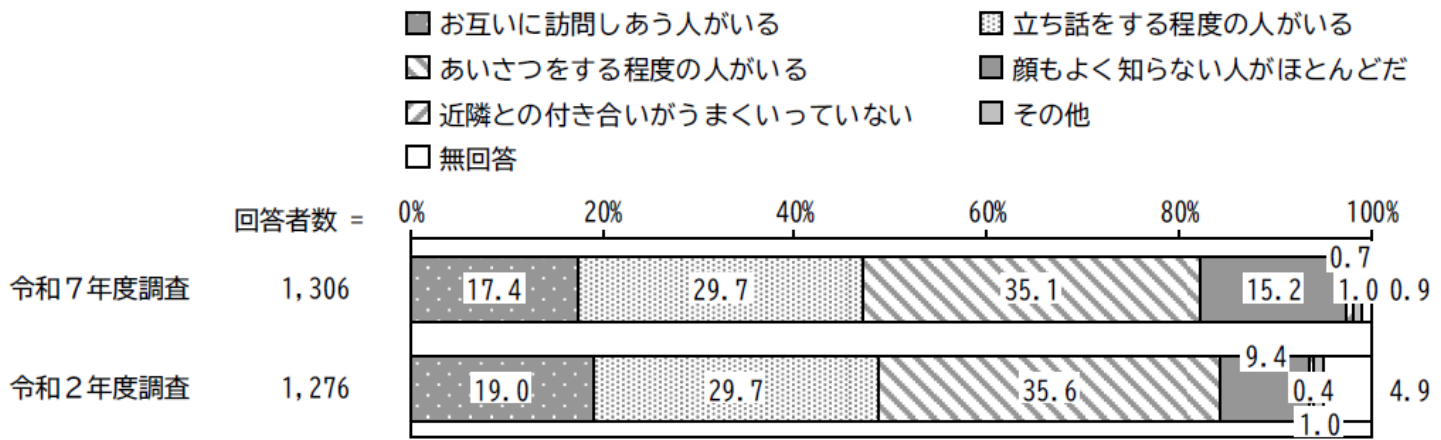
(3) 地域での生活について（実態調査8頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問 8 あなたは、ご近所の方とどの程度お付き合いしていますか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	顔もよく知らない人がほとんどだ	9.4%	15.2%	5.8%
減	お互いに訪問しあう人がある	19.0%	17.4%	▲1.6%



4 姫路市地域福祉の実態について

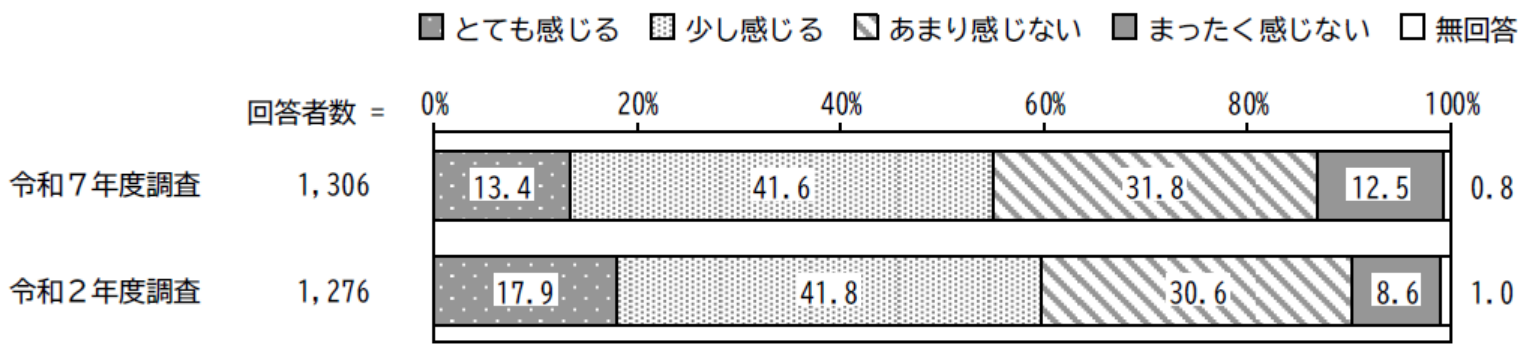
(3) 地域での生活について（実態調査12頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問10（1）現在お住まいの地域で、つながりを感じますか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	「あまり感じない」と「まったく感じない」	39.2%	44.3%	5.1%



参考：

内閣府の調査「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和7年）」によると約4割が「孤独感がある」と回答。また、内閣府の「令和7年度孤立死者数の推計について」における令和7年中における孤立死者数の推計は22,222人

4 姫路市地域福祉の実態について

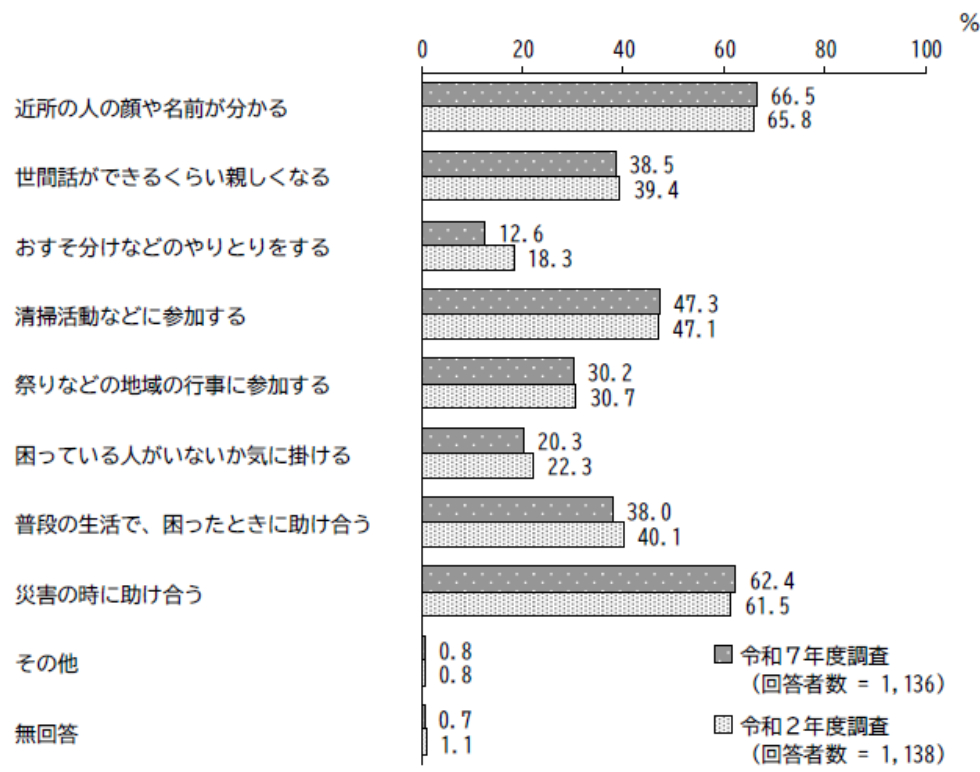
(3) 地域での生活について（実態調査16頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問10（3）あなたは、地域でどのようなつながりが必要だと思いますか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
減	おすそ分け などのやりとり をする	18.3%	12.6%	▲5.7%
減	困ったときに 助け合う	40.1%	38.0%	▲2.1%



4 姫路市地域福祉の実態について

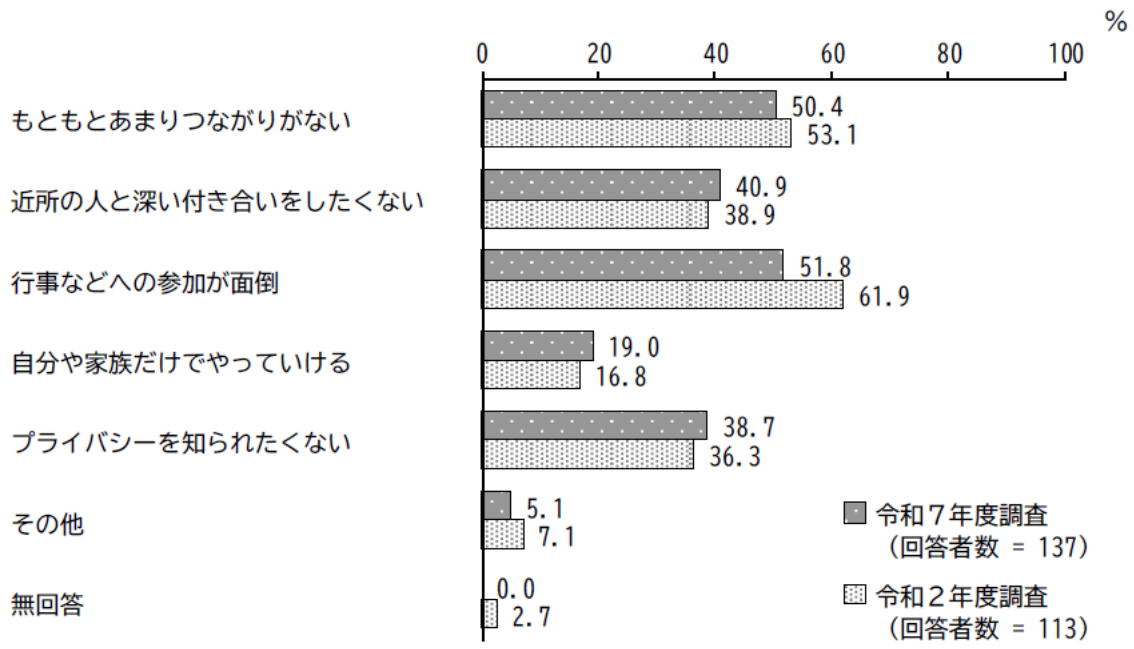
(3) 地域での生活について（実態調査17頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問10（4）地域のつながりが必要ないと思う理由は何ですか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	プライバシーを知られたくない	36.3%	38.7%	2.4%



4 姫路市地域福祉の実態について

(3) 地域活動について（実態調査23頁）

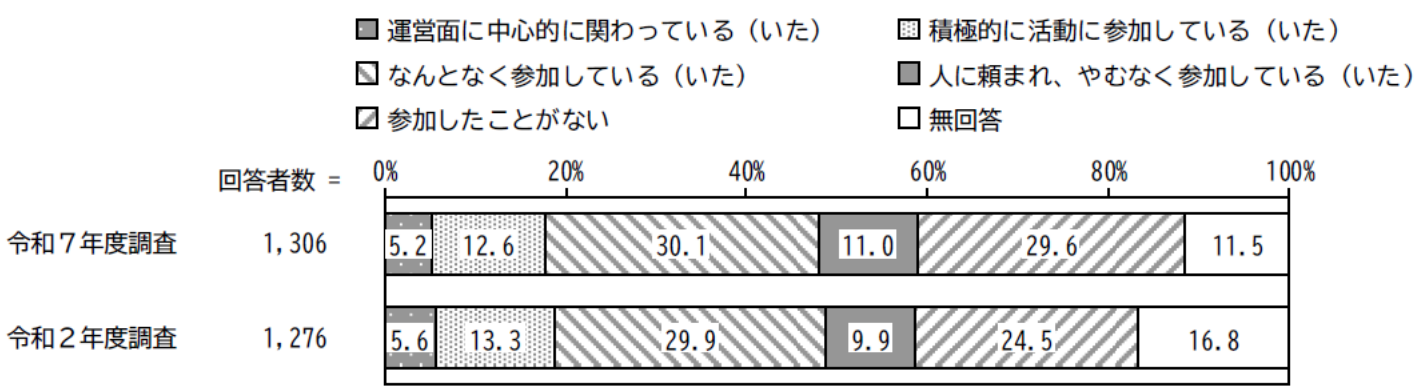
【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問12（1）あなたは、地域活動にどのような関わり方をしていますか

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	参加したことがない	24.5%	29.6%	5.1%

①自治会



4 姫路市地域福祉の実態について

(4) 地域活動について（実態調査29頁）

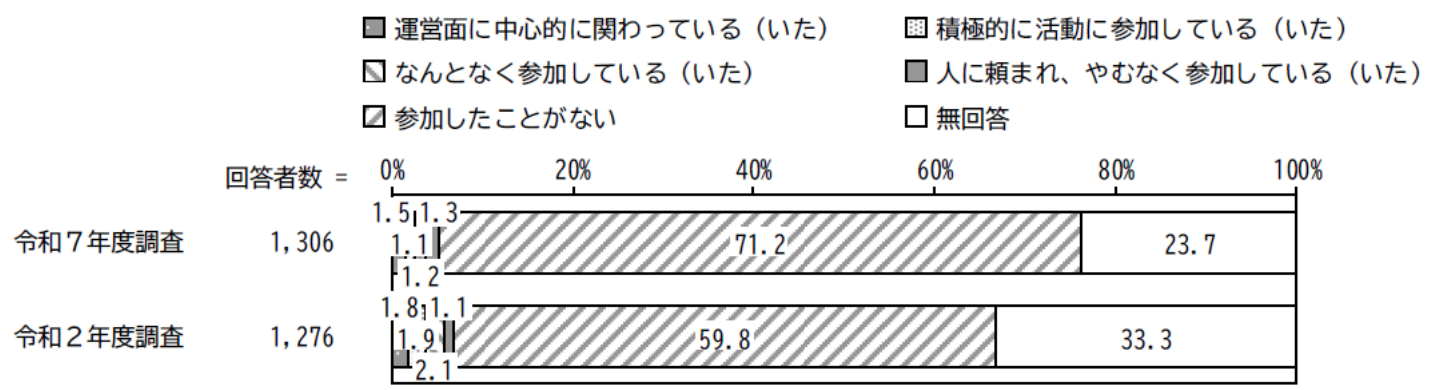
【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問12（1）あなたは、地域活動にどのような関わり方をしていますか

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	参加したことがない	59.8%	71.2%	11.4%

⑦消防団



4 姫路市地域福祉の実態について

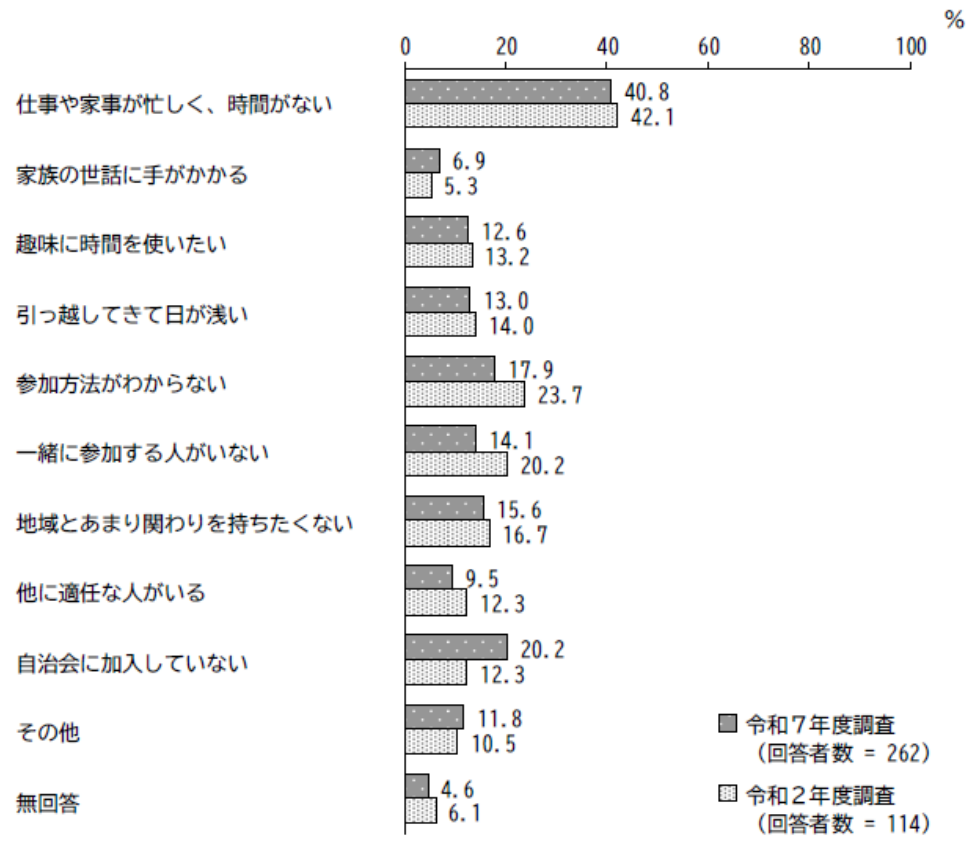
(4) 地域活動について（実態調査36頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問12（2）地域活動に参加していない理由は何ですか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	自治会に加入していない	12.3%	20.2%	7.9%



4 姫路市地域福祉の実態について

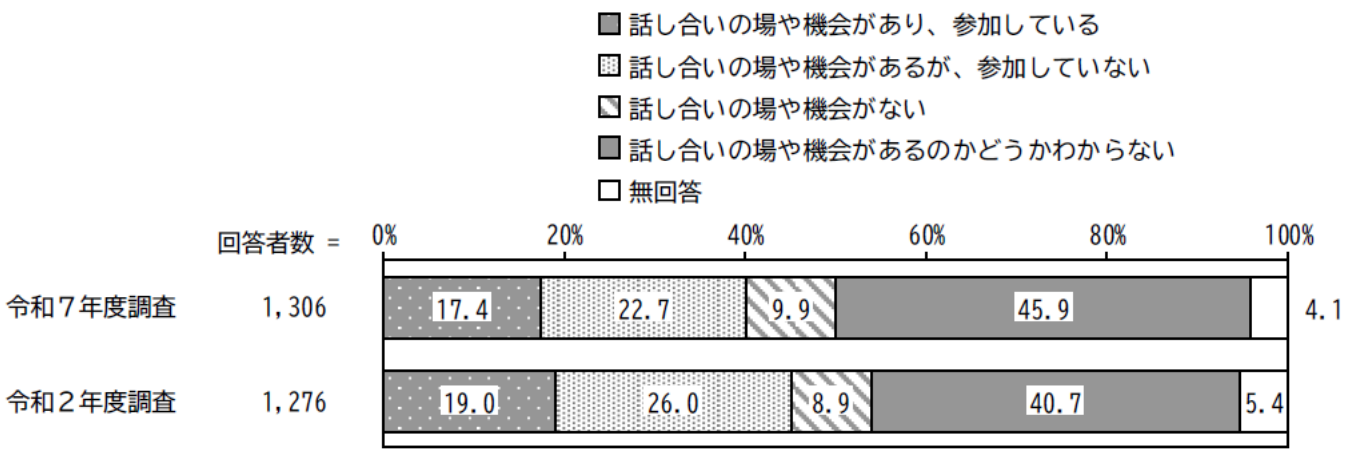
(4) 地域活動について（実態調査38頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問14 あなたの住んでいる地域（自治会等～小学校区ぐらいの範囲）の問題について、話し合いの場や機会がありますか。また、あなたは参加していますか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	話し合いの場や機会があるのかどうか分からない	40.7%	45.9%	5.2%
減	参加している	19.0%	17.4%	▲1.6%



4 姫路市地域福祉の実態について

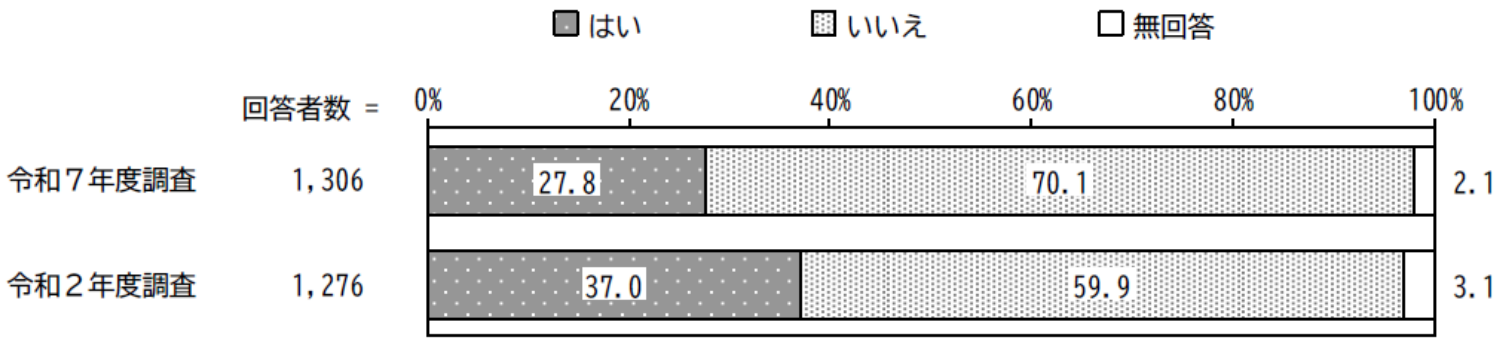
(7) 災害時要援護者の支援について（実態調査52頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問21 隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障害者（児）等）がいる世帯をご存知ですか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	支援を必要とする世帯を知らない	59.9%	70.1%	10.2%
減	支援を必要とする世帯を知っている	37.0%	27.8%	▲9.2%



4 姫路市地域福祉の実態について

分析結果・課題

- ・一人暮らし世帯の増加 (問5)
- ・近所づきあいや地域参加が弱まり、日常的なつながりが薄れている (問8、10(1)、10(3))
- ・地域の中で困りごとを早く見つけにくくなっている (問10(4)、21)
- ・自治会活動等参加しない人が増え、支え合いの担い手も広がりにくい (問12(1)、12(2)、14)

対応の方向

- ・多様な主体が地域活動に参加しやすい環境づくり
- ・地域活動の担い手育成
- ・福祉教育の推進
- ・住民同士のつながりの推進



・「地域のつながりと支え合いを育む」ことが必要

4 姫路市地域福祉の実態について

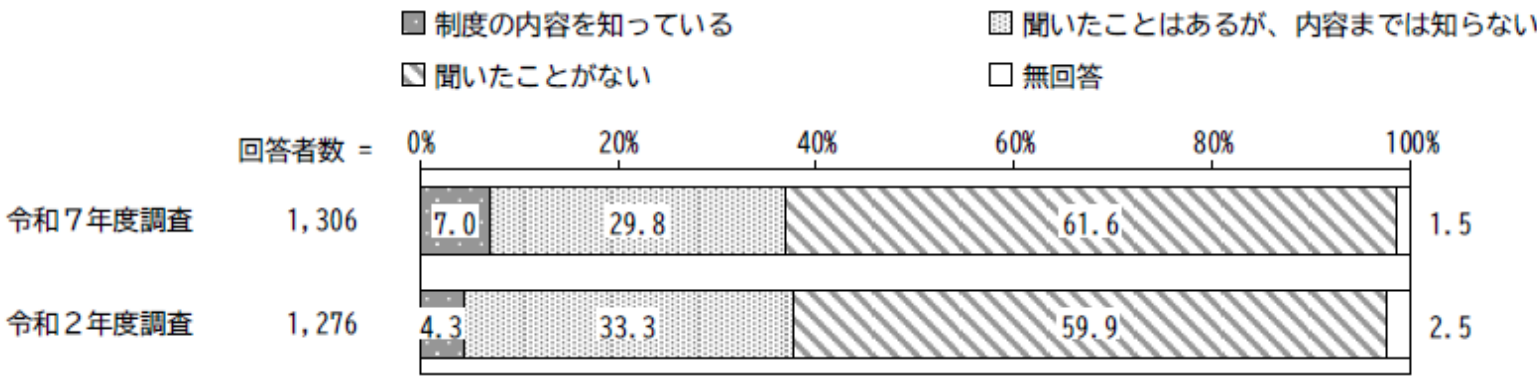
(7) 災害時要援護者の支援について（実態調査53頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問22（1）あなたは、「災害時要援護者支援事業」（※）をご存知ですか。

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	制度の内容を知っている	4.3%	7.0%	2.7%
増	聞いたことがない	59.9%	61.6%	1.7%



※災害時要援護者支援事業・・・災害時に最も被害を受けやすい高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な支援体制を整備する事業。

4 姫路市地域福祉の実態について

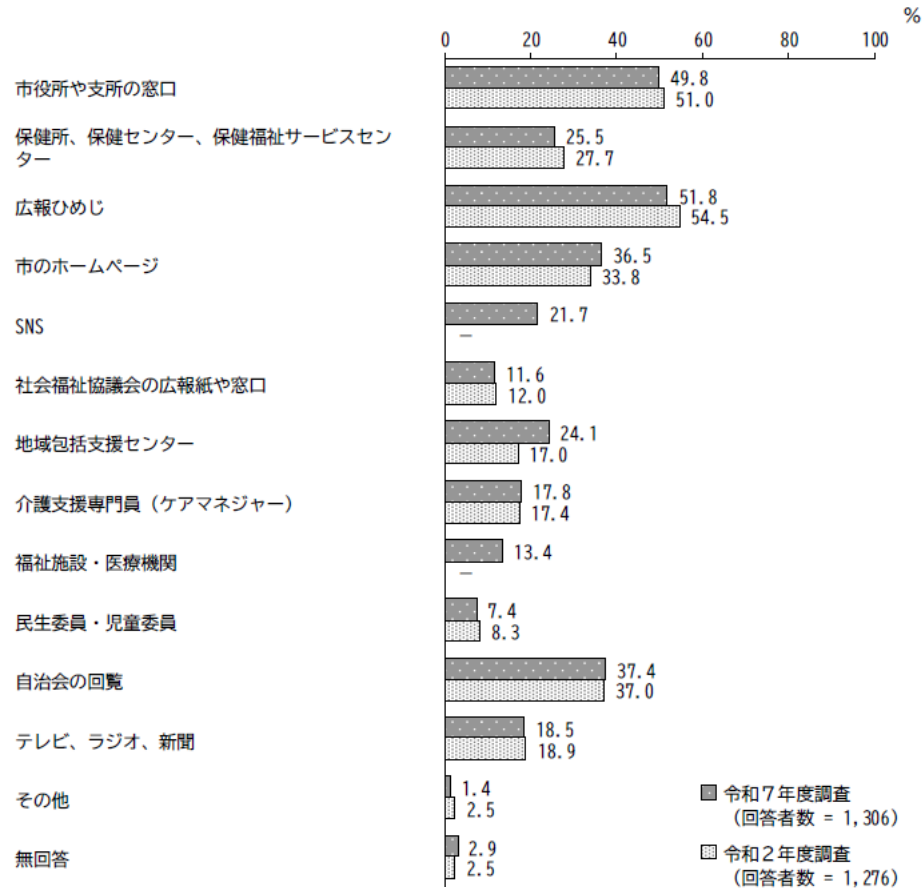
(7) 災害時要援護者の支援について (実態調査57頁)

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問23 市の福祉サービスに関する情報は、どこから入手したいと思われますか。当
てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

上位3項目

		令和2年度	令和7年度	増減
1	広報ひめじ	54.5%	51.8%	▲2.7%
2	市役所や支所の窓口	51.0%	49.8%	▲1.2%
3	自治会の回覧	37.0%	37.4%	0.4%



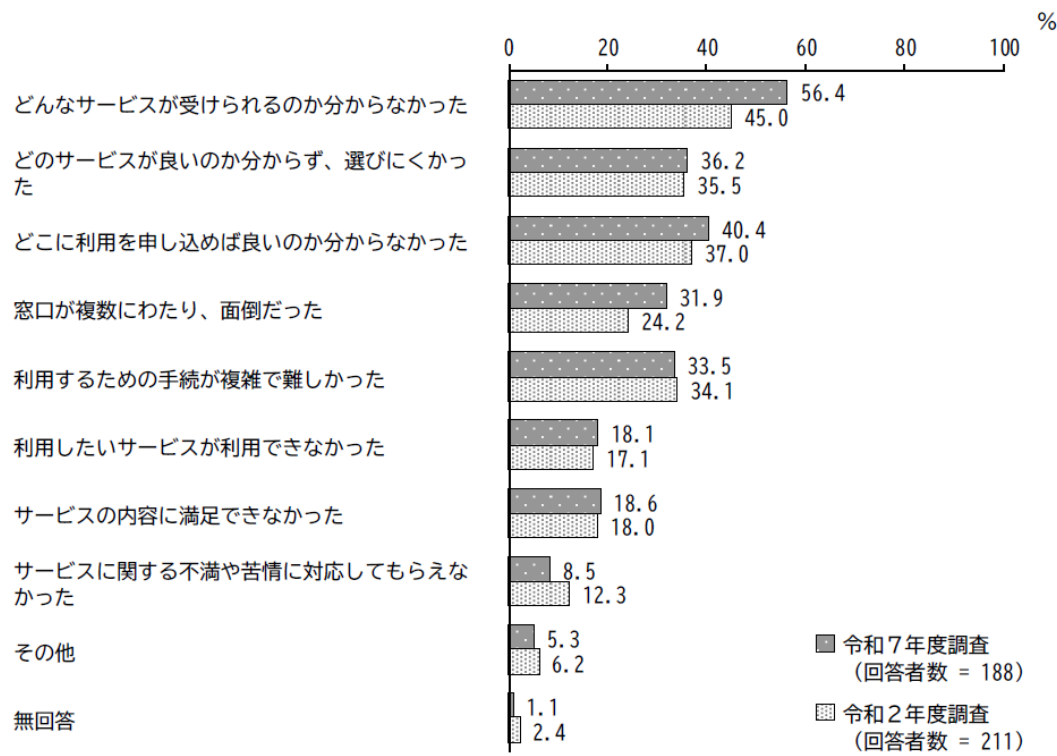
※令和2年度調査では、「SNS」、「福祉施設・医療機関」がありませんでした。

4 姫路市地域福祉の実態について

(7) 災害時要援護者の支援について（実態調査62頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問24（2）あなたやご家族が福祉サービスの利用に関して、不都合を感じたり不満に思ったのはどのようなことですか。



主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	どんなサービスが受けられるのが分からなかった	45.0%	56.4%	11.4%
増	窓口が複数にわたり、面倒だった	24.2%	31.9%	7.7%

4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査97頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

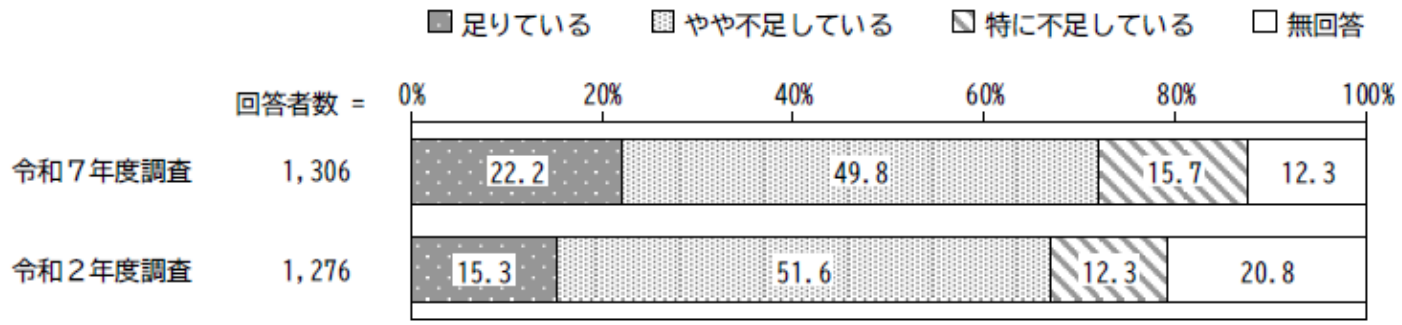
問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

⑤ 身近な相談窓口の充実の充足度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	足りている	15.3%	22.2%	6.9%
増	「やや不足している」と「特に不足している」	63.9%	65.5%	1.6%

「足りている」の割合が令和2年度と比べ増加しているが、「不足している」が65.5%と依然高い割合になっている。



4 姫路市地域福祉の実態について

分析結果・課題

- ・福祉サービスの内容や使い方がわかりにくい (問24(2))
- ・災害時要援護者支援事業の認知が十分でない (問22(1))
- ・相談先や情報の入手先が限られ、支援の入口が見えにくい (問23、24(2)、25⑤)

対応の方向

- ・相談しやすく、わかりやすく、切れ目のない支援体制
- ・身近な相談窓口の充実
- ・関係機関の連携強化
- ・包括的な相談支援体制の整備
- ・権利擁護の推進
- ・重層的支援体制の充実



- ・「必要な支援につなぐ仕組みを強化する」ことが必要

4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査63頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

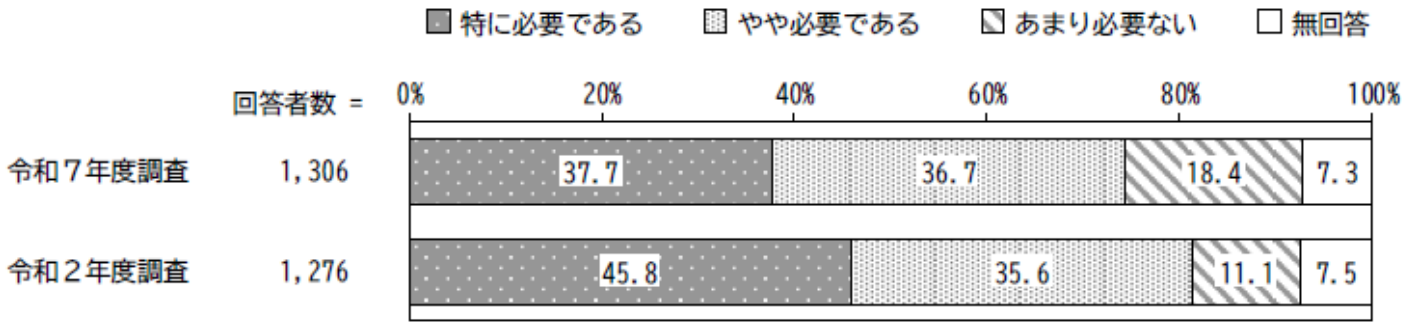
問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

① 住まいのバリアフリー化（段差解消、手すり、スロープ設置など）の必要度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
減	「特に必要である」と「やや必要である」	81.4%	74.4%	▲7.0%

「必要である」が74.4%と依然高い割合になっている。



4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査68頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

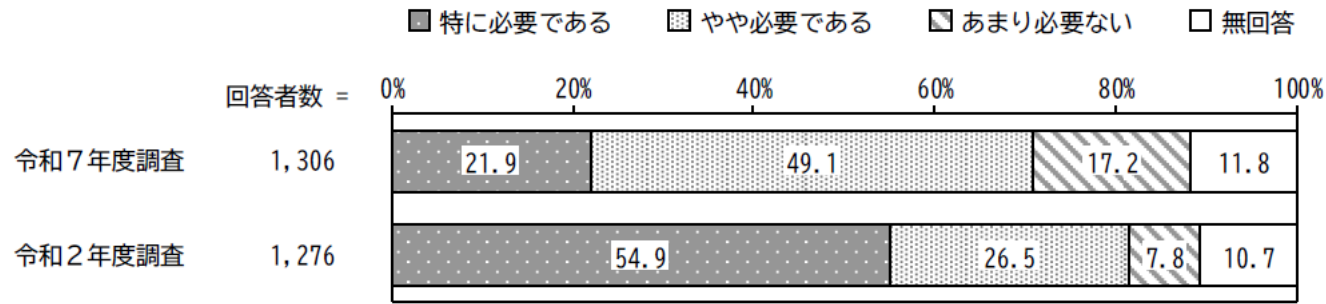
問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

① 公共交通機関のバリアフリー化

（ノンステップバスの普及、駅へのエレベーター設置など）の必要度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
減	「特に必要である」と「やや必要である」	81.4%	71.0%	▲10.4%



4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査71頁）

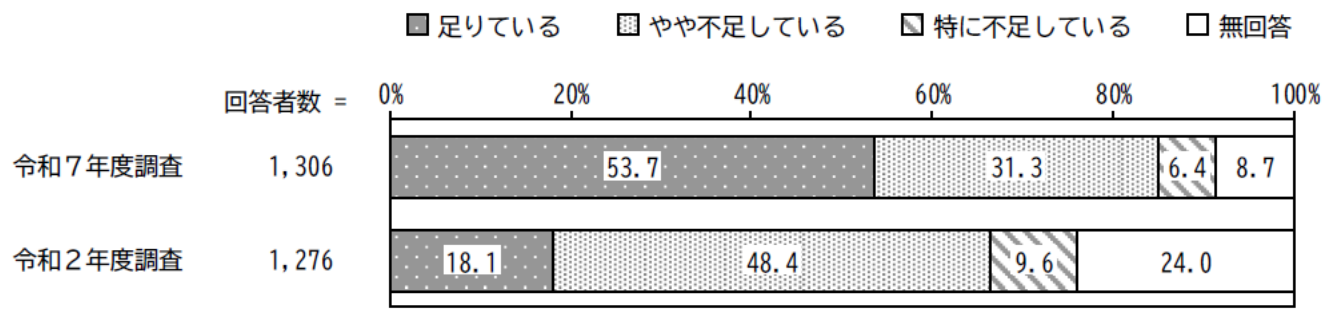
【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

② 在宅の福祉サービスの充実の充足度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	足りている	18.1%	53.7%	35.6%



4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査84頁）

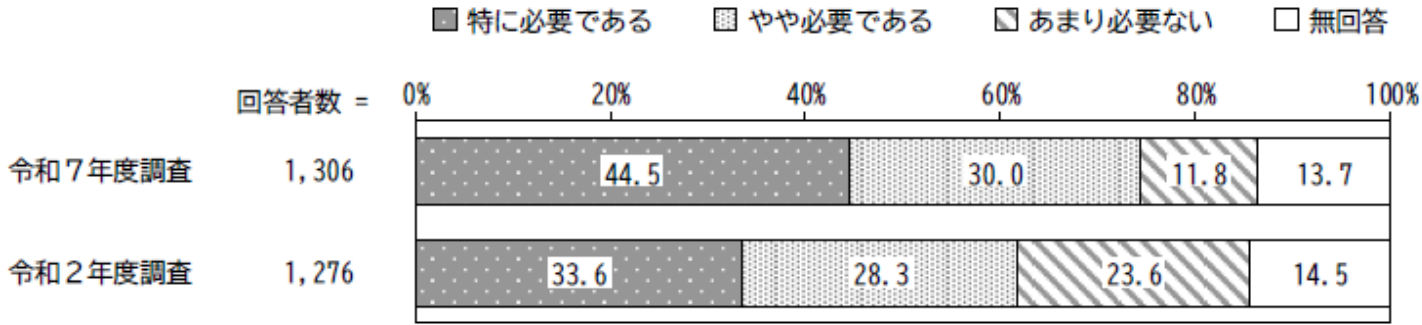
【姫路市地域福祉に関する実態調査】

問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

③ 家族への支援（レスパイトケア（※）など）の必要度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
増	「特に必要である」と「やや必要である」	61.9%	74.5%	12.6%



※レスパイトケア・・・乳幼児や障害者、高齢者などを在宅でケアしている家族の身体的・精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービス。ショートステイやデイサービスなど。

4 姫路市地域福祉の実態について

(8) 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について（実態調査104頁）

【姫路市地域福祉に関する実態調査】

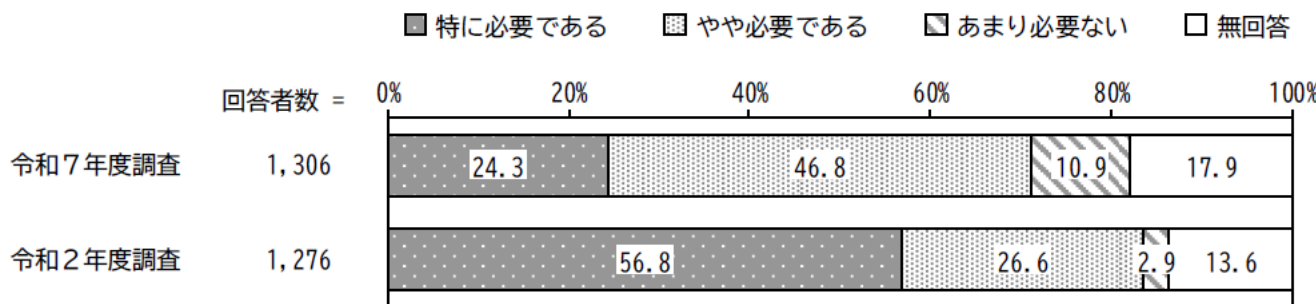
問25 住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、以下の取り組みについての必要度と充足度をお答えください。

⑤ 災害への備えの必要度

主な増減項目

		令和2年度	令和7年度	増減
減	特に必要である	56.8%	24.3%	▲32.5%

「特に必要である」と「やや必要である」が71.1%と依然高い割合になっている。



4 姫路市地域福祉の実態について

分析結果・課題

- ・公共交通の利用しやすさや住まいの整えやすさが暮らしやすさを左右している (問25①公共、25②)
- ・在宅福祉サービスの充実が、住み慣れた地域での生活を支えている (問25①住まい)
- ・災害への備えや家族への支援も、安心して暮らすために欠かせない (問25③、25⑤)

対応の方向

- ・福祉サービスの利用しやすさの向上
- ・住まいの安全性の確保
- ・防災・減災体制の強化
- ・在宅生活を支える支援の充実
- ・バリアフリー化の推進



・「健やかに暮らせる生活環境を整える」ことが必要

基本方針

- 1 地域のつながりと支え合いを育む
- 2 必要な支援につなぐ仕組みを強化する
- 3 健やかに暮らせる生活環境を整える

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

基本方針

1 地域のつながりと支え合いを育む

施策

(1) 地域福祉活動の促進及び活性化

(2) 地域で生活課題を支援するつながりと場づくり

(3) 住民一人ひとりの地域福祉意識の醸成

市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、多様な地域福祉の担い手の連携を強化し、住民同士の自発的な支え合い活動を促進します。地域の多様化が進む中で、互いの文化や価値観の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに支え合える環境づくりを推進します。

あわせて、孤独・孤立の予防につながる「顔の見える関係づくり」を推進し、生活課題を地域全体で分かち合い、誰もが排除されることなく共に支え合う意識の醸成を図ります。

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

基本方針

2 必要な支援につなぐ仕組みを強化する

施策

- (1) 重層的支援体制整備事業による支援体制の強化
(重層的支援体制整備事業計画)
- (2) 権利擁護支援の充実
(姫路市成年後見制度利用促進基本計画)
- (3) 複雑化複合化した課題に対する包括的な支援体制の構築

地域での支え合いをより実効性のあるものとするため、属性や制度の枠を超えて包括的に相談を受け止める「重層的支援体制」の充実を図ります。あわせて、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の体制を強化し、誰もが尊厳を持って安心して暮らせる仕組みを整えます。また、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や、自ら相談につながるのが難しい人に対しても、アウトリーチや継続的な「伴走支援」を通じて、社会とのつながりの回復を支援します。

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

基本方針

3 健やかに暮らせる生活環境を整える

施策

- (1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
- (2) みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
- (3) 防災と福祉の連携による安心づくり

だれもが地域で健やかに暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用と高い質の確保に取り組むとともに、ユニバーサルデザインによる住みよいまちづくりを進め、福祉サービスに関する情報のバリアフリー化を徹底し、必要な支援が必要な人に確実に届く体制を整えます。

また、改正社会福祉法の趣旨に則り、「防災と福祉の連携」を強化し、平常時からの見守り活動を災害時の迅速な避難支援につなげるなど、安全安心に暮らせる地域を目指します。

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

施策展開の考え方

地域福祉を巡っては、市民、地域団体、専門職、行政など多様な担い手がさまざまな場面で活動しています。活動に当たっては、それぞれの関係者間で連携が図られていますが、地域福祉のさらなる充実のためには、担い手それぞれがどのように活動するか具体的にイメージ化し、より効果的に連携していくことが求められます。

そのためには、担い手それぞれの役割を明確化し、活動範囲(圏域)を設定し、連携の仕組みを構築することで担い手の連携をスムーズにするとともに、地域における福祉課題やニーズを把握し、きめ細かく対応していく必要があります。



圏域の設定

◎圏域の設定

担い手の活動範囲である圏域は、

- ・市民や地域団体・支援機関が主体となる「自治会圏域」
- ・各相談支援機関等が配置され、福祉等の専門職が活動する「日常生活圏域」
- ・行政活動や市域全体を対象とする「自治体」

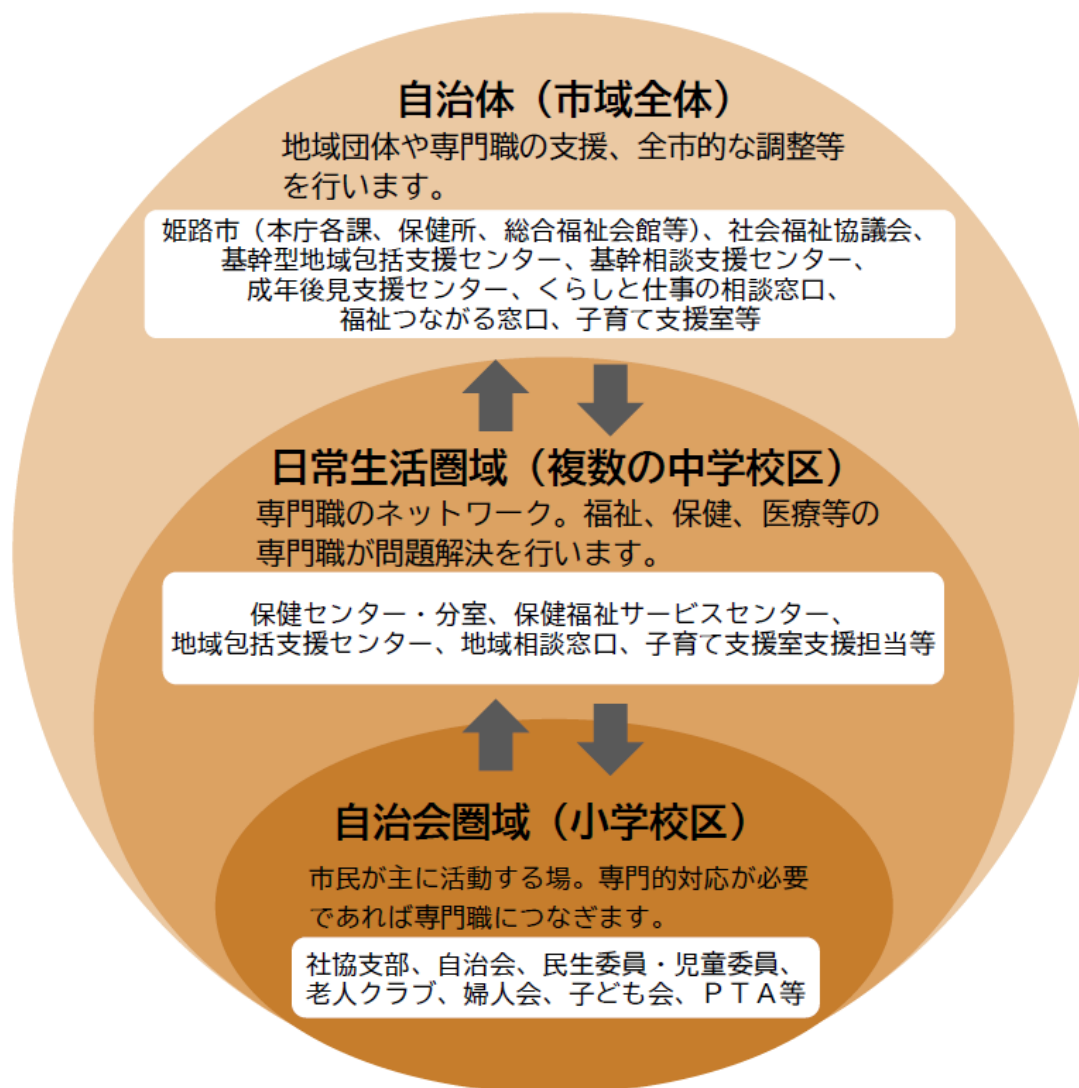
の三つとします。

この圏域設定により、住民に身近な圏域での地域生活課題の把握や相談支援の実施、重層的な支援体制の構築を目指していきます。

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

圏域の設定の考え方



NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等は、多様な圏域で活動

5 計画の構成

(1) 基本理念・基本方針・施策

基本理念(R9～R14)

一人ひとりが関わり合い、支え合い、
安心して健やかな暮らしができ、
好きが深まるまちの実現

・誰もが互いに支え合い安心して健やかな暮らしができる姫路という「まち」を表現

姫路市地域福祉計画第一回策定会議資料



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

姫路市役所 福祉総務部

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
地域福祉課 電話(079)221-2303